

外国人介護人材の制度及び事業に係るQ&A

○外国人介護人材について

質問	回答
日本語教育担当者の資格要件はありますか	施設における日本語教育担当者になるための資格要件はありません。
在留更新は入管の申請等取次研修会修了者で代行可能か	申請等取次研修会は公益財団法人入管協会が実施している研修のため、詳しくは当該協会へご質問ください。
外国人介護人材を受け入れている施設への見学は可能か。また、施設の話聞くことはできるか	現在、県でそういった事業は行っておりません。今後の事業を検討する際の参考とさせていただきます。
受け入れ希望から採用までの流れについての説明会は開催予定か。	受け入れ希望から採用までの流れについて、外国人介護人材の受入れ制度全てを網羅する説明会の開催は予定しておりません。 外国人介護人材の受け入れを検討している場合は、以下団体にご相談ください。 EPAに基づく介護福祉士候補者：JICWELS(公益社団法人国際厚生事業団)。例年3～4月頃受入れ説明会が開催されています。 在留資格「介護」：介護福祉士養成施設 技能実習生：監理団体(OITI(外国人技能実習機構)から監理団体を調べることができます。) 在留資格「特定技能」：特定技能外国人を斡旋している業者
人員配置や雇用形態等々の外国人介護人材に関する質問はどこで行えるのか。	令和元年度はJICWELS(公益社団法人国際厚生事業団)が外国人介護人材相談支援事業を受託し、電話相談を行っております。 相談窓口専用電話：03-6206-1129 福岡県においても福祉労働部労働局労働政策課において企業向け相談窓口を設置予定です。
受け入れる場合どの監理団体を利用したらいいのか。	OITI(外国人技能実習機構)のホームページから監理団体を調べることができます。 現地面接前の選考、入国前の講習は、現地の送出し機関が行いますので、自分たちのニーズに合った送出し機関とやり取りのある監理団体を選定する方法が考えられます。
県から技能実習、特定技能による外国人介護職員受入に対して補助金支給の考えや計画はあるか。	技能実習生及び在留資格「特定技能」を対象とした補助金の支給は検討しておりませんが、介護技能の向上のための集合研修を実施予定です。

質問	回答
全国又は県内事業所の外国人介護人材の受け入れ、採用の経過、状況を事業所規模ごとに分別して知ることはできるか。または、地域ごとの受け入れ状況を知ることができるか。	各受入制度における外国人介護人材の受入状況を地域ごとに把握することはできません。
採用、受入れの際、事業所負担の簡単な参考金額はあるか。	国が作成したガイドブックに「EPAにおける介護福祉士候補者の受入にかかった費用(概算)※平成27年度時点」が記載されております。金額は以下のとおりです。 567,900円(その他、現地合同説明会に参加するための渡航費等が必要)
技能実習生の勤務日について、必ず指導員と同日勤務が必要と聞いたが、「1号口」はまだしも、「2号口」となった実習生は一人(指導員以外のスタッフは配置)での勤務はできないのか。	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)において、「技能実習が実習実施機関の常勤の職員で修得しようとする技能等について五年以上の経験を有するもの(以下「技能実習指導員」という。)の指導の下に行われること。」と記載されているため、指導員の指導の下に実習を行う必要があります。2号についても同様です。
集合研修はいつごろから開始予定か。	11月頃から実施予定です。
技能実習生、在留資格「介護」、特定技能、EPAを併合して受け入れていいのか。	受け入れることは可能です。
介護福祉士養成施設の学生の内、令和3年度の卒業生までは、介護福祉士国家試験に合格していなくても介護福祉士の資格を取得し、在留資格「介護」が付与されるのか。その際、家族帯同は認められるのか。	令和3年度までの卒業生は、介護福祉士国家試験を受験することなく介護福祉士の資格を取得することができ、在留資格「介護」を取得することが出来ます。 また、在留資格「介護」を取得した方の配偶者や子供は家族滞在ビザが取得できます。 ただし、卒業後継続的に5年以上実務経験を積むか、または5年以内に介護福祉士の国家資格に合格しなければ資格を失うこととなります。

○外国人留学生奨学金等支援事業に関する質問

本事業は次年度も予定しているか。	来年度も予定しております。
学費60万円うち、2/3を貸与40万円、1/3を給付20万円とした場合、補助金は20万円か。それとも66,666円か。	20万円となります。

質問	回答
入学準備金はテキスト代や実習服代として使用してもよいか。若しくは内容は問わないのか。	養成施設が、入学の際に必要なものとしている場合は、どちらも該当します。
現在アルバイトで働いている留学生に対し、これから奨学金を出す場合であっても補助金の対象となるか。	今年度中に奨学金を出す予定であれば、対象となります。
当該留学生をどのように探せばよいか。	介護福祉士養成施設や日本語学校に対して、依頼する方法が考えられます。県内の養成施設については、以下URLから一覧をご覧くださいことができます。 福岡県指定の養成施設： http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/youseishisetsu.html 九州厚生局指定の養成施設： https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/kenko_fukushi/ichiran24-3.html
留学生が施設に就職することが決まらなると、本事業の対象とならないのか。	この補助金の対象は、介護福祉士養成施設に在学する留学生であるため、施設への就職は条件としておりません。留学生に対して、奨学金を貸し付けるのであれば本事業の対象となります。
社会福祉法人が、保証人に対しリスク面での支援等を行う制度はあるか。	県でそういった支援は行っておりません。
対象経費は学費、生活費、住居費等あるが、すべての項目を対象としていいのか。それとも、項目数に限りはあるのか。	制限はありません。
何らかの事情により留学生から全額返還された場合以外は、県への返済は必要ないと考えてよいか。	お見込みのとおりです。
日本語学校の留学生は対象外か。	日本語学校に通う場合、将来的に介護以外の職に就く可能性も十分に考えられるため対象外となります。介護福祉士養成施設に通い、介護福祉士資格の取得を目指す学生のみを対象としております。

質問	回答
給付及び貸付の相手は県内に所在する外国人留学生でなくてもよいか。	想定はしておりませんが、申請を希望される場合は県に相談ください。
介護福祉士養成施設に在学している留学生をアルバイトで雇って、当該留学生に卒業後奨学金を給付・貸与した場合は本事業の対象か。	介護福祉士養成施設卒業後は、本事業の対象外です。
対象経費の拠出時期と申請方法を知りたい。	交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日にかかる費用を拠出します。申請方法については別紙実施要領をご覧ください。
居住費などの生活費の算出方法を知りたい。	民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費としていますが、具体的な対象経費や算出方法については、各施設で定める貸与規定で明らかにしておくという対応が考えられます。
入学の際の渡航費は入学準備金の対象か。	対象外です。

○外国人留学生等の参入促進事業に関する質問

介護人材確保に関する取り組みに対する補助金について、介護施設・事業所が対象の事業を行った場合に、補助金の交付を受けることが出来るでしょうか。	補助対象者は「県内の介護福祉士養成施設」となっているため、介護施設・事業所に対して補助金は交付されませんが、介護福祉士養成施設と介護施設・事業所が連携して行った対象事業の経費の一部については、介護福祉士養成施設に対して補助を行います。ただし、介護福祉士養成施設が将来介護現場を担う若年世代の確保に向けた取組を行うにあたっては、介護施設・事業所と連携して行うことが望ましいと考えておりますので、対象事業の実施を検討されている場合は、近隣の介護福祉士養成施設にご相談ください。
外国人留学生の確保に関する事業について、留学予定者がいる現地で行う説明会などは対象となりますか。対象となる場合、実績報告の際にどのような書類の提出が必要でしょうか。	現地で行う説明会は、介護人材の確保に向けた取り組みであると認められるものであれば対象となります。実績報告の際の提出書類については、補助金交付要綱の第13条(実績報告)に基づき、様式6、様式6-2から6-4、添付資料として、補助対象事業の概要を示す写真、当該事業に係る収支決算書の抄本等の書類の提出をお願いします
外部の民間業者などに、対象事業の業務を委託することはできますか。	対象事業の業務委託は可能です。補助対象経費には委託料が含まれています。
日本語学校の生徒に対する、介護の仕事内容ややりがい等のPRは対象となりますか。	介護人材の確保に向けた取り組みであると認められるものであれば対象となります。

質問	回答
平成31年4月からすでに補助対象事業を行っているが、4月からの当該事業に対しても補助金は交付されるのか。	交付されます。 交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までです。
補助対象事業の活動経費について、概算払いの請求をすることは可能か。	可能です。 補助金交付要綱の第12条(概算払の請求)に基づき、様式5(概算払請求書)及び対象事業の収支計画書の提出をすることにより、概算払いの請求をすることが出来ます。 県は、請求書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の全部又は一部について概算払いを行います。